

# 1 視覚障害者の状況とガイド



人は五感（視覚、聴覚、触覚、嗅覚、平衡感覚）によって、必要な情報を感受していますが、そのうちの8割以上は目（視覚）から得ていると言われています。また視覚からの情報は聴覚や触覚などからの情報をまとめて統一する働きを持っています。視覚障害者は、この視覚からの情報を全く得られないか、かなり制限されるため、日常生活や社会生活を送る上でのさまざまなことが不自由になります。中でも「情報の収集」と「歩行・移動」とが最も大きな不自由と言われています。

多くの視覚障害者は自身の努力で自立した生活を送っていますが、それぞれの生活状況や環境の変化などによっては援助を必要とする場合もあります。しかし、善意による援助も一步間違えると迷惑になりかねないこともありますので、視覚障害や視覚障害者に対する正しい知識と理解をもって接することが大切です。

一般には視覚障害者の移動を援助することを“誘導”“手引き”、その援助者を“誘導者”“手引き者”と言いますが、この本では、どちらも“ガイド”と表現します。

## ●視覚障害者の状況

平成25年に公表された厚生労働省の「平成23年生活のしづらさなどに関する調査（全国在宅障害児・者等実態調査）結果」（平成23年12月1日現在）によると、身体障害者手帳を所持する視覚障害者の総数は31万6千人、このうち65歳以上は21万8千人で（図1）、高齢視覚障害者の割合が多くなっています。なお、18歳未満は4,900人と推定されています。

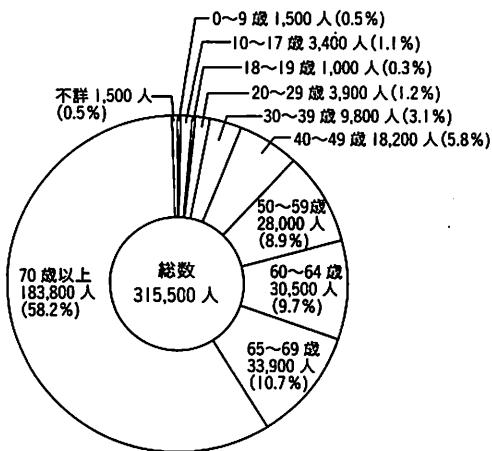


図1 年齢別にみた視覚障害者の状況  
(身体障害者手帳所持者数)

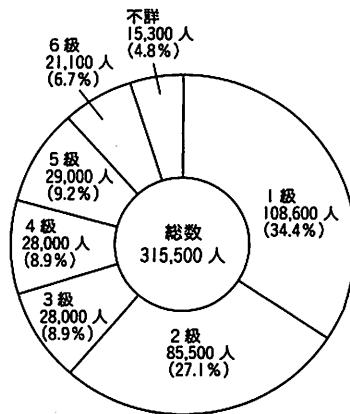


図2 視覚障害者の等級分布  
(身体障害者手帳所持者数)

参考：平成23年生活のしづらさなどに関する調査（全国在宅障害児・者等実態調査）結果  
[http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/dl/seikatsu\\_chousa\\_c\\_h23.pdf](http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/dl/seikatsu_chousa_c_h23.pdf)

表1 視覚障害者障害等級表（身体障害者福祉法施行規則別表第5号から）

	視力の障害	視野の障害
1級	両眼の視力の和が0.01以下のもの	
2級	両眼の視力の和が0.02以上0.04以下のもの	両眼の視野がそれぞれ10度以内で、かつ両眼による視野について視能率による損失率が95パーセント以上のもの
3級	両眼の視力の和が0.05以上0.08以下のもの	両眼の視野がそれぞれ10度以内で、かつ両眼による視野について視能率による損失率が90パーセント以上のもの
4級	両眼の視力の和が0.09以上0.12以下のもの	両眼の視野がそれぞれ10度以内のもの
5級	両眼の視力の和が0.13以上0.2以下のもの	両眼の視野の2分の1以上が欠けているもの
6級	1眼の視力が0.02以下、他眼の視力が0.6以下のもので、両眼の視力の和が0.2を超えるもの	

参考1 視力（屈折異常のある者については矯正視力）は万国式試視力表によって測ったものをいう。通常の視力検査距離は5mと定められ、この距離で一番大きい指標が分かれば0.1となる。0.1以下の視力は少しずつ検査表に近づいていき、一番大きい指標が分かったときの距離を検査距離の5mで割った値となる。

参考2 視野とは眼を動かさないで見ることのできる範囲で、健常視野の人は正面を向いて耳側は注視線から100度、下方は70度、鼻側および上方は60度までの範囲を見ることができる。視能率とは、健常視野を100としたときの残存視野の割合を示し、全盲では0となる。視能率は、その人の視野が健常視野と比較してどれだけ狭いかを面積比で表したものである。